

平成 30 年度第 1 回愛媛県新居浜・西条構想区域地域医療構想調整会議 次第

日時：平成 30 年 8 月 30 日（木）14：00～

場所：東予地方局 7 階 大会議室

1 開会

2 議題

(1) 平成 29 年度病床機能報告の状況について

(2) 今後の地域医療構想の進め方について

(3) 平成 31 年度地域医療介護総合確保基金事業について

3 閉会

【配布資料】

- ・資料 1 「病床機能報告制度による報告の推移」
- ・資料 2 「今後の地域医療構想の進め方について」
- ・資料 3 「平成 31 年度 新居浜・西条構想区域地域医療介護総合確保基金要望事業一覧」

- ・参考資料 基金事業関連資料
 - 「平成 30 年度地域医療介護総合確保基金について」（厚生労働省資料抜粋）
 - 「基金事業要望の流れ、基金事業に対する評価の考え方」
(H30.6.15 付け 30 医対第 491 号抜粋)
 - 「平成 31 年度地域医療介護総合確保基金（医療分）の標準事業例」
(H30.6.15 付け 30 医対第 491 号抜粋)
 - 「第 3 回会議における提案内容及び採択についての考え方」

愛媛県新居浜・西条構想区域地域医療構想調整会議 委員名簿

(平施 30 年 8 月 30 日 東予地方局 7 階大会議室)

所属・役職	委員名	出欠	代理出席者	随行者
一般社団法人新居浜市医師会長	山内 保生	出席		
一般社団法人西条市医師会長	内田 伸	出席		
新居浜市歯科医師会長	加藤 智彦	出席		
西条市歯科医師会長	渡辺 浩	出席		
東予・周桑歯科医師会長	黒河 博之	出席		
一般社団法人愛媛県薬剤師会 新居浜支部長	村上 宏之	出席		
一般社団法人愛媛県薬剤師会 西条支部長	中西 雅哉	出席		
公益社団法人愛媛県看護協会 西条・新居浜地区代表者	田坂 嘉子	出席		
社会福祉法人新居浜市社会福祉 協議会 指定訪問介護事業所長	上野 なぎさ	出席		
有限会社 エンジェル・コール 代表取締役	越野 文枝	出席		
愛媛県立新居浜病院長	北條 禎久	出席		徳永 秀一 (事務局長)
独立行政法人労働者健康安全機構 愛媛労災病院長	宮内 文久	出席		小村 雅宏 (事務局長)
住友別子病院長	鈴木 誠祐	出席		
一般財団法人積善会 十全総合病院長	中村 寿	出席		荒井 恒治 (事務長)
西条市立周桑病院長	雁木 淳一	出席		森 徹 (事務部長)
社会福祉法人恩賜財団 済生会西条病院長	岡田 眞一	出席		
西条中央病院長	高田 泰治	出席		川村 勉 (事務部長)
社会医療法人社団更生会 村上記念病院長	村上 匡人	出席		
住友共同電力健康保険組合 常務理事	山内 智弘	欠席	西原 歩 (事務長)	岡本 優子 (愛媛県保険者協議会 事務局)
新居浜市福祉部長	白石 亘	欠席	藤田 憲明 (総括次長)	
西条市保健福祉部長	西川 四郎	出席		
愛媛県西条保健所長	武方 誠二	出席		

愛媛県新居浜・西条構想区域地域医療構想調整会議設置要綱

(設置)

第1条 新居浜・西条構想区域の医療提供体制を確保することを目的に、新居浜・西条構想区域における地域医療構想の策定及び実現に向けた関係者との協議及び調整等を行うため、愛媛県新居浜・西条構想区域地域医療構想調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

(任務)

第2条 調整会議では、次に掲げる事項について協議及び調整等を行う。

- (1) 地域医療構想の策定及び実現に関する事項
- (2) 構想区域内における医療提供体制の課題に関する事項
- (3) 医療計画に関する事項
- (4) その他目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 調整会議は、委員25人以内で組織し、委員は、次に掲げる者のうちから愛媛県東予地方局長が委嘱し、又は任命する。

- 一 郡市医師会の代表者
 - 二 歯科医師会の代表者
 - 三 薬剤師会の代表者
 - 四 看護関係者の代表者
 - 五 介護関係者の代表者
 - 六 医療機関の代表者
 - 七 保険者の代表者
 - 八 市町の代表者
 - 九 保健所の代表者
 - 十 その他議長が必要と認めた者
- 2 調整会議に議長を置き、委員の互選によりこれを定める。
 - 3 議長は、調整会議を代表し、会務を総理する。
 - 4 議長は、あらかじめ副議長を指名することとし、必要に応じて副議長がその職務を代行する。

(任期)

第4条 調整会議の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 調整会議は、議長が必要の都度招集し、これを主宰する。

- 2 議長は、必要に応じて調整会議に委員以外の者を出席させることができるほか、一部の委員及び有識者等からなる部会を設置し特定課題の検討を行わせることができる。

(代理出席)

第6条 委員は、やむを得ない事情により調整会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

- 2 代理者は、委員と同一の機関に属する者で委員が指名する者とする。
- 3 第1項の代理者は、委員とみなす。

(事務局)

第7条 調整会議の事務局は、西条保健所企画課に置く。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、地方局長が別に定める。

附則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年7月5日から施行する。

